

令和4年3月31日

令和4年4月1日に「民法の一部を改正する法律」施行

(18歳・19歳の事故の被害者に注意)

2018年(平成30年)6月に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立しました。

改正法は、2022年4月1日から施行されます。

本来、民法が定める成年年齢には、

- ① 1人で有効な契約をすることができる年齢という意味。
- ② 父母の親権に服さなくなる年齢という意味。

があります。

そして、未成年者が契約を締結するには父母の同意が必要であり、同意なくして締結した契約は、後から取り消すことが出来ます。

また、父母は、未成年者の監護及び教育をする義務を負います。

民法が定める成年年齢を18歳に引き下げると、18歳に達した者は1人で有効な契約をすることができ、また、父母の親権に服さなくなることとなります。

※ 組合員の皆様は、事故の当事者が18歳・19歳である場合の示談交渉及び示談書の締結は、直接当事者本人とすることが可能となりますので、ご注意ください。

東京ハイヤータクシー交通共済協同組合
電話 03-3264-6175